

東京の子どもと教育について

みんなでいっしょに 考えてみませんか



東京の子どもと教育への希望を みんなであわせましょう



教育の素晴らしさが こころに

東京には8つの中学校に
夜間学校があります。

「いまは学ぶことが楽しく、難しい数学の問題が解けたときの喜び、今まで寝転んでいた時間が惜しく感じます。できることならば高校にも行きたいです。」(70代男性)

―世田谷区立三宿中学校夜間学級
パンフレット『夜間学級で学びませんか』生徒の声より―

夜間中学は「こんばんは」で始まります。この挨拶をタイトルにした『ドキュメンタリー映画『こんばんは』』は、墨田区立文花中学校の夜間学級を舞台に、「さまざまな理由で『ふつうに学ぶ機会』を得られなかった

人々が年齢・国籍に関係なく学んでいる」姿をありのまま伝えていきます。教室は優しく、温かく、学ぶ喜びにあふれています。

教壇に立つ見城先生は、「学びとは何か、学校とはどうあるべきか」という問いかけへの確かな答えがここに息づいています」と言います。学ぶ喜びがあふれる教室。生徒と教師の心の通い合い。映画を通して伝わる教育の素晴らしさに感動の涙を抑えられなかった方がたくさんおられたのではないのでしょうか。

「教育改革」のもとで 学校がすっかり 変わってしまった

この十年、学校はすっかり変わって
たと言われます。

東京の「教育改革」は、子どもや
教職員、父母の願いや要求を聞かず

にトップダウンで「新たな施策」を次々と学校に持ち込み、そのもとで学校どうしが競争に追いつてられています。そして、「教育改革」を力強く押し付けるために、強制と命令で学校をがんじがらめにしていきます。教職員は教えることが教えられませんが、疑問をもちながら「習熟度別授業」をやらざるを得ない教職員もいます。小学校一年生から5時間授業、土曜授業、夏休み短縮……子どもも先生もクタクタ。教職員は過労死ラインを超える長時間過密労働。しかし、それでも授業の準備ができない現実が重くのしかかります。

8月9日、文科省は昨年度の不登校の児童・生徒数は約12万7000人、中学生の不登校の割合は2.8%、過去最多と発表しました。いじめ、荒れ、学級崩壊……子どもたちの悲鳴が聞こえてきます。競争と成果主義の教育が子どもたちを傷つけ、追

C O N T E N T S

はじめに 東京の子どもと教育への
希望をみんなで紡ぎあわせましょう ……2

教育基本法が変えられて
子どもはどうなるの？
学校はどう変わるの？ ……4

競争をあおり立てる
「教育改革」と子どもたち ……6

- ①「一斉学力テスト」と「教育改革」の
なかで子どもたちは
- ②30人学級にNO! —東京は全国ただひとつ—
- ③都立高校に入れない! 子どもたちの悲鳴が…
- ④理念はどこへやら
—「特別支援教育」がスタート—

ますます息苦しくなる学校 ……11

- ①強まる管理と命令の教育
- ②全国に先駆けて「ピラミッド型学校」
(主幹・主任教諭を設置)
- ③多忙化、長時間過密労働のなかで
—教職員が壊れていく—

こんな学校を
とり戻したい、つくりたい ……14

い込み、家庭や地域間の貧困と格差の拡大と重なりながら、新たな教育困難が広がっています。

がんばっている
子どもたちに
エールを送るために、
みんなで考え、
話し合いましょ

小泉「構造改革」を受け継ぎ、「戦後レジームからの脱却」を声高に叫び、憲法と教育基本法「改正」を政権の公約に掲げる安倍・自公政権の暴走に、国民はその危うさを見

抜き、7月の参議院選挙で歴史的な審判を下しました。選挙の結果は、新たな可能性の始まりです。国民の要求と運動が政治を変えた体感が私たちに新たな力を与えています。その力は、子どもと教育の宝・教育基本法改悪反対の国民的大運動で確信を深めた「どの子ども大切に」教育こそ国民の願い」と深く結びついています。

東京の子どもたちは、厳しく困難な中でもへこたれていません。一生懸命、けなげにがんばっています。この子どもたちに、みんなでエールを送りたいと思います。そのために、何ができるのか、何をやるべきか、

みんなで考えてみましょう。話し合ってみましょう。

そして、どの子ども大切にしたい—この願いと子どもの姿を真ん中に、教育への希望をみんなで紡ぎ合わせましょう。このパンフレットが、そのための素材になればうれしく思います。



教育基本法が変えられて

子どもは どうなるの？

学校はどう 変わるの？

大きく変わった東京の教育

石原都知事のもとで東京の教育は大きく変わりました。石原都知事は、東京の教育目標から憲法・教育基本法・子どもの権利条約にかかわる言葉を削り取りました。そして「教育改革」の大方令のもとで子どもも教職員も競争に追い立てられ、学校には命令と強制が吹き荒れています。

全面的に変えられました。そして、その具体化のための教育三法(学校教育法、教員免許法、地方教育行政法)の改定が行なわれ、秋には安倍首相のもとでつくられた教育再生会議が最終答申を出し、学習指導要領も変えられます。

子どもたちや教育は、今後さらにどうなっていくのでしょうか。

教育基本法や 教育三法が改定されて、 子どもは、学校はどうなる

1

「人格の完成」をめ
ざす教育から、国
家に必要な「人材
育成」の教育へ

改定された教育基本法は、国家と社会に必要な資質を備えた国民を育成するとして、「愛国心」をはじめ20もの「教育の目標」を基本法の条文に書き込み、新しい学校教育法はこれに「規範意識」を加えて「義務教育の目標」にしました。教育基本法と学校教育法に「こういう心を持って」、「こういう態度をとれ」と書かれたのですから、これらの徳目を子どもに身につけさせることが何よりも教育に求められることになりました。学習指導要領や教科書に「愛国心」や「規範意識」が登場し、かつての「修身」が学校教育に復活することが懸念されます。

2

競争主義・
成果主義教育が
本格化

改定教育基本法は「九年の普通教育を受けさせる義務」から「九年」を消しました。これで、できる子には「早期入学」や「飛び級」など、スペシャル教育が可能になりました。また、政府が「教育振興基本計画」をつくるとされ、参考例には「全国一斉学力テスト」や「習熟度別授業」があげられ、競争主義をいっそう徹底させようとしています。

自民党がまとめた教育改革案にはこう書かれています。「競争原理は……人間の原理である。……よくできる子供とできない子供は、遺伝によってある程度までは決まっている。」





教育再生会議最終答申、 新しい学習指導要領

教育再生会議は、秋に最終答申を出すとしています。「授業時間数10%アップ」、「徳育の教科化」、「習熟度別授業の強化」、「学校選択制度の拡充」、「奉仕活動の義務化」、「教育バウチャー制度の導入」などが最終答申に盛り込まれるとい

「規範意識」の重視、教科の道徳化、教育内容を「できる子」と「その他の子」に分ける、などが予想されることになり、子どもと教育を国が管理・支配する仕組みを強めること、競争主義を徹底的に導入することがポイントです。これらの方策で、山積する問題を解決の方向に導くことができるのでしょうか。大いに首を傾げざるをえません。

3 教職員と学校を がんじがらめに

変えられた教育基本法は、教育を「国民全体に対し直接に責任を負って行なわれる」営みから、「法律の定めるところにより行なわれる」ものへと変えられました。子どものための教育は、法律に従うこと（お上に付き従うこと）を第一に求められる教育に取って代わり

こうした教育をすすめるために、学校教育法は副校長・主幹・指導教諭などの管理・指導職を新たに作ってピラミッド型の学校にし、教員免許法では10年ごとの免許更新で教員を脅し、地方教育行政法で国が教育委員会を指図できるように改定されました。上意下達の学校のもので、子どもより「お上」を気にする教育が強まるのが心配されます。

子どもがどうなり、どうされようとして いるのか？ みんなで話し合いましょう

子どもたちは競争にもくちやにされながらも、必死にがんばっています。教職員の多くが、「どの子ども大切に」と歯をくいしばっています。

改定された教育基本法や教育三法、教育再生会議、新学習指導要領は、こうした子どもたちを何処へもつて行くかとしているのでしょうか。自民党は、201

0年に9条に焦点を当てた憲法「改正」を行なうとしています。これら改憲の動きと教育基本法や学校教育法の改定など、子どもと教育をめぐる動きは深く結びついていっているように思われます。あらためて、いま子どもがどうなり、どうされようとしているのか、いっしょに考え、みんなで話し合ってみましょう。

競争をあおりたてる 「教育改革」と子ども

1

競争主義・差別選別の 「教育改革」が子どもたちを 追い立てている

競い合いを強める 「一斉学力テスト」

子どもの心を

深く傷つけた「不正」

今年(07年)7月8日、新聞やTVは一斉に「足立区の学力テストで不正!」と報じ、国民に大きな衝撃を与えました。学校のテストの平均点を上げるために、一部児童の答案を抜き取る、校長や教員がテスト中に間違っている箇所を指さしして教える、などの不正行為が明らかになりました。直接子どもに関わるこれらの不正行為は、子どもたちの心を深く傷つけ、学校教育への信頼を大きく損ないました。しかも学校を管理する足立区教育委員会自らが試験前に問題用紙を配布して校長に対策を

せまるなど、不正を生む先頭に立っていたことも明らかになってきました。区教委や学校がなぜ不正に走るようになったのでしょうか。

全国に先がけて結果を公表し、 競争をあおり立ててきた 東京都教育委員会

この4月、文部科学省は、およそ40年ぶりに全国一斉の学力調査を実施しました。そして、その結果(都道府県の平均正答率)の公表が、大きな社会問題になっていきます。

全国に先がけて、東京都教育委員会は2003年度から全都の小学5年生と中学2年生を対象に学力調査を実施し、その行政区ごとの結果を公表してきました。東京都は、学校ごとの成績公表は区市町村教育委員会に任せるとしましたが、23区で最



下位だった足立区は、区内全校を成績順に並べて区のホームページで公表しました。さらに翌年から区内の小・中学校の全児童生徒を対象に、足立区独自の学力テストを始めたのです。

学校を「点取り競争」に 追い立てる 「学力テスト体制」

テストは何のために?

強まる競争・選り分けの教育

テストを子どもの学力向上に役立てるためには、一人ひとりの子どもについて、なぜできなかったのか、どうすればわかり、できるようになるのかを明らかにすることが大切です。しかし、都のテストも区市の独

自のテストも、委託を受けたテスト業者がコンピュータではじき出した結果データが渡されるだけです。しかも、テスト結果は「順位」という「数字」で公表され、各学校と教職員、子どもまでもがその順位への責任を負わされていきます。子どもたちのなかには、「おまえがいるから学校の成績が下がる。テストを休め」と仲間から言われ、心を深く傷つけた子もいます。

子どもには、問題用紙や答案用紙が返されずに「標準」と比べた自分の「成績」が示されるだけです。子どもに返される「一票」は、どこで間違えたのか、どうすればわかり、できるようになるか、一切教えてくれません。何のためのテストなのでしょう。

競わされる学校教職員、子ども

学力テストの「数値」は、教職員を競わせる最もわかりやすい「ものさし」になっていきます。「あなたのクラスは学年で一番低い」、「あなたの教科は都の平均より低い」……。こうして、みんなで学びあい、教えあい、みんなで力をつけていくという「共同の学びの世界」は、数値データによってどこかに追いやられ、子どもも教師も自分の順位とだけ向

き合わされていくのが、「学力テスト体制」です。

格差を広げる「教育改革」

「選択」という名の序列化と格差化

「学力テスト体制」と並んで、子どもや学校同士の競い合いと格差を広げる「教育改革」が進んでいます。学校の内側では、「習熟度別」という順位や序列に対応した授業のスタイルが押しつけられています。学校の外側では、学校を自由に選択する制度や、「小中一貫校」「中高一貫校」などの公立エリート校づくりがすすみ、「学校選択」がもたらす序列と格差が新たな教育と社会の問題となつていきます。

足立区では3人が1人が他学区へ

かつては9割の子どもが地元の通学区の中学校に通っていた足立区では、2002年に通学区の完全自由化を導入してわずか5年で、3人に1人が校区以外の中学校を選択するまでに変わつていきました。

「学力テスト」と学校の序列化がこの選択に拍車をかけていることはいうまでもありません。子どもたちの共同の学び舎であった「地域の学校」が、今、音をたてて崩れようとしているのではないのでしょうか。

「学力テスト」の結果で学校予算に差

しかも、足立区では、学力テストの結果で、学校予算に差をつけることも始まっています。足立区の教育長は「がんばる学校を応援するのは当然のこと」と述べましたが、この考え方は「教育の機会均等」という憲法の理念から見ても、正しいのでしょうか。個々の学校の「がんばり」を査定評価して、子どもの教育条件の格差を正当化するような制度が、公教育のあり方として許されてよいのでしょうか。

子どもの心を深く傷つけ、歪めている「学力テスト体制」と「教育改革」。子どもも、教職員も、学校も、そして地域も競争に追いまくられ、「数値」に振り回されています。本当にこれでよいのか、少し立ち止まって、みんなで考えてみませんか。

2

東京は全国でただひとつ 30人学級に

No!

少人数学級を
スタートさせた県では…

「勉強がよくわかるようになった」
「子どもたちが落ち着いた」と好評

いま国の基準では41人になるまで
クラスを分けないこと(40人学級)に
なっていますが、東京をのぞくすべ
ての道府県では、いろいろ工夫や
りくりをして、少人数学級(30人学
級・35人学級など)を始めています。

東京都がやる気
なればできます

文部科学省は、地
方自治体の判断で少
人数学級を実施でき
る制度を決定してい
ます。これを使えば、
30人学級にふみだせ
ます。



福島県は…

小中すべてで33人程度、小学校1、2年と中学校
1年は30人以下学級です。県のホームページには
「一人一人に目がよく行き届き、丁寧な個別指導が
出来ると同時に、つまずきの早期発見・対応が容
易になる。」「お互いに助け合い、協力し合う雰
囲気が生まれやすく、落ち着いた生活に結びつく。」
「一人一人の児童・生徒の特性や実態を早く把握
することができ、個に応じた適切な指導を行うこ
とができる」などの成果が報告されています。

山形県は…

校長先生が、「欠席の減
少」が顕著で学習と生活が
相乗的に向上したと回答。
実際に平均で年間4.1日の
欠席が3.0日と大幅に減少。

東京都は…

いまだに少人数学級の
実施を拒否。そのため、
31人以上の学級が小学
校で59.5%、中学校で
85.7%もあります。また、
41人以上の学級が小学
校で26学級、中学校は5
学級もあります。
(07年5月現在東京都調べ)

ぜんぜん違う！少人数学級と少人数授業(習熟度別授業)

	少人数学級	少人数授業(習熟度別授業)
学級の人数	学級の人数そのものが35人、30人など少人数になります。すべての教科が少人数で受けられます。	学級の人数は40人学級のままで、特定の教科だけ少人数になります。都は能力別学級編成を推奨しています。
小学生のトラブル	その子をよく知った担任の先生がすべての授業を担当するため、すぐに解決に当たれます。	担任以外が授業を担当し、すぐ別の学年の授業にいく時など、子どもが泣きながら担任を待つことも…。
個に応じた指導	家庭とつながり、生活に密着して子どもを見ている担任が指導するので、子どもの個性や状況をつかみやすい。	1教科だけ教えるのでは、子どもの全体像もつかめず、「個に応じた活動や教材の工夫」など時間的にも、物理的にも、とても無理。

3 都立高校に入れ ない！ 子どもたちの悲鳴が…

石原都知事は「都立高校の差別化をはかる」(02年第2回定例都議会)と発言しました。これを受けて東京都教育委員会は、都立高校の“序列化”を進めてきました。都教委は、都立高校を「進学校」「中堅校」「教育課題校」「専門学校」の4つに類型化し、日比谷高校などの「進学重点校」では7時間授業など受験重視の時間割を組む一方で、2校の「エンカレッジスクール」では、1、2時間目の授業を30分で行い、午後はほとんど体験活動という内容です。こうした「競争と格差」の教育行政

が東京で進んでいることを許すことはできません。

計画進学率…はじめから4%の子どもは高校に行かれない計画

東京都の「計画進学率」では、公立・私立の高校の募集人員の合計を、中学の卒業生数の96%に設定しています。そのため中学の卒業生は減っているのに、進路未決定者が増えていくのです。

さらに都立高校を大幅に減らす都の高校配置計画

すでに都立高校の統廃合は進んでいます。この統廃合を行わなければ、高校進学を希望するすべての子どもたちに高校教育を保障することができません。定時制高校の大幅な削減によって、2次募集で定員オーバーになり、入学できない子がいます。



行きたい都立高校に行かれない!?

今年の受験シーズン、東京都北西部の中学校に通う3年生の女子生徒は、都立の受験校を決める日前にして、訴えた。

「お金のある家の子は落ちても私立に行けるから、危なくても希望の都立に挑戦できるでしょ。お金がないと行きたい高校も受けれないんだよ。先生、これって差別だよ」眼に涙をためて話す生徒に、学年主任の教師はかける言葉が見つからなかった。

〔分裂につばん〕2006年3月23日朝日新聞より

平成18年度 公立学校総計調査報告書から

	1997年度	2006年度
卒業生数	90,656人	72,379人
進路未決定者数*	1,918人	3,111人
その割合*	2.12%	4.30%

*進路未決定者数・割合は都教組調べ

	1997年度	2011年度
全日制都立高校	207校	179校
定時制都立高校	100校	55校

4

理念はどこへやら 「特別支援教育」がスタート

理念は立派だけれど

2007年4月に出された文部科学省の通知には、「特別支援教育の理念」が次のように書かれています。

「特別支援教育は、……幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、……知的な遅れ

3学級以上校数の変化

	2000 (H12)	2002 (H14)	2004 (H16)	2006 (H18)
3学級以上	72	116	154	200以上
4学級以上	5	24	35	50以上
設置校数	546	560	595	638

知的障害学級(小学校・固定)の児童数の増加

	小学校在籍児童数(前年比)	小学校設置校数(前年比)
2004年度(平成16)	3,152名(+212名)	260校(+6校)
2005年度(平成17)	3,341名(+189名)	271校(+11校)
2006年度(平成18)	3,642名(+301名)	276校(+5校)

—都教組障害児学級部調べ—

人も物も

「資源の再配分」で

のない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒とが在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、……様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。たいへん立派なことが述べられています。

「特別支援教育」の対象となる子どもは、通常学級に籍を置く発達障害の子どもも含め、従来の4倍以上になりました。しかし、必要となる人的・物的な教育条件は改善されなままに、盲・聾・養護学校を障害種別のない「特別支援学校」に変え、地域の通常学校を支援する「センター機能」を付け加え、通常の学校を支援することにしました。「特殊学級」も「特別支援学級」になり、通

あちこちで 悲鳴が聞こえる

通常級への支援を積極的に担うようにと、いまある「資源の再配分」(人・もの・金はかけない)での対応となりました。

通常の学校では、「校内委員会」という組織をつくり、その中心となる「特別支援教育コーディネーター」を指名しました。一人ひとりの教育的ニーズは把握できても、「人・もの・金」をかけないので、適切な指導や必要な支援ができていないのが現状です。

特別支援学級では、知的遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする子どもたちがたくさん在籍するようになりました。なかには40名を超える「知的特別支援学級」も出現し、教育に必要な環境が保てなくなってきました。また、盲・聾・養護学校や寄宿舎の統廃合も進められ、障害児教育に「税金を払える障害者」かどうかの「能力主義」が露骨に持ち込まれてきています。文科省の理念がいう「生き生きと活躍できる共生社会」からほど遠いのが現実です。

強まる管理と 命令の教育



反対意見を言った
からと「戦力外通告」

多くの教職員が、学校が息苦しくなったと感じています。

職員会議で校長の考えに反対の意見を言ったからと、「あなたは私の人事構想に入っていない」と、校長から他校へ異動を強要された教職員もいます。

東京都教育委員会は都立学校に、職員会議は校長の考えを伝達する場だから賛成・反対など手

あげて示すことはいけないとの命令を出しました。そして、職員会議で職員の意見を拳手で尋ねたとして都立高校の校長が処分されました。学校教育は教職員の共同作業で成り立っています。よりの確で、豊かな教育をするには、直接、子どもとかがわっている教職員の意見をよく聞いて、学校運営に生かしていくことは当たり前ではないでしょうか。

命令と脅しの教育が
広がっている

教育は一つひとつ丁寧に理解と納得を重ねながら進むものです。ところが「日の丸・君が代」の強制や性教育パッシングなどに見られるように、命令や強制、処分で脅す、力ずくの教育が広がっています。また、「一斉学力テスト」の結果をもとに「授業改善プラン」が強要され、学習指導要領と通りの授業が要求されています。教職員は校長や教育委員会によってA B C Dで業績評価がつけられてリンク付けされ、その結果によって

毎月の給料に差がつけられています。ここでも校長の意見に賛成しなかったという理由でDをつけられた教職員もいます。

上意下達、命令と脅しで動く教育が強まるなかで、子どものことより教育委員会や管理職の意向に沿う教職員づくりが進められているのではないのでしょうか。

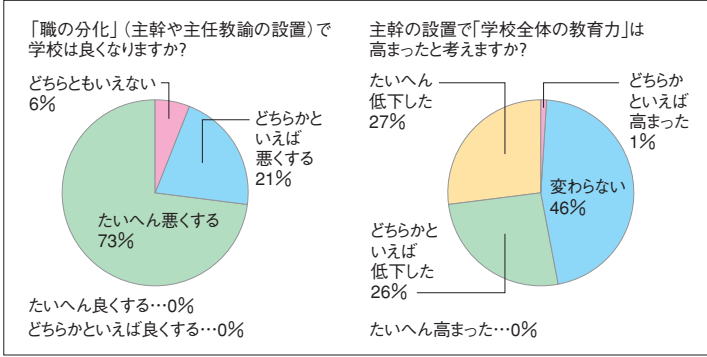
子ども中心の教育を

命令や脅しで教育は良くなりません。子どもの心も豊かになりません。

いま東京では、たいへん困難な中にあっても、どの子ども大切に、子どもを競わせたり押さえつけたりするのではなく、子どものよさを引き出す教育を進めるために頑張っている教職員がたくさんいます。そして、子どもたちもまた、いっしょにけんめい頑張っています。教育委員会の仕事は、こうした頑張っている子どもや教職員を応援するために、教育条件を整備することではないのでしょうか。

ますます
息苦しく
なる学校

都教組が行なった500職場アンケートの結果(回答数514)



学校は、校長、副校長のほか、たくさんの先生や職員が一体になって子どもたちの教育をすすめています。特に、直接に子どもたちの指導にあたる先生がどんなふう

ベテランの先生も若い先生も子どもにとっては同じ「先生」

変重要なことです。普通の学校では、子どもたちの状況や課題を直接つかんでいる先生たちが、「あの子がんばってるね」「うちのクラス落ち着かなくて」と率直に情報交換し、「次の授業でこんな教材を使ったらどうかしら」「今度の行事ではもっと子どもたちを活躍させたい」と話し合い、役割を分担し協力し合って教育をすすめています。どの「先生」も子どもにとっては同じ先生であり、子どもの指導には同じ責任を負っているのです。

責任の重い先生と軽い先生をつくる 東京都の政策

ところが、「民間では通用しない」と、これを「ピラミッド型」に変えようとする動きが強まっています。東京都は、もう4年も前から全国に先がけて、副校長を補佐し教諭を監督する「主幹」という職をつくっています。今年はその「主幹を補佐し一般教諭を指導する「主任教諭」という新しい職を設け、30歳代の若い先生を抜擢し、一段高い給料表をあてて優遇しよ

うとしています。これは、もともと同じ「先生」(教諭)の中に、責任の重い先生と軽い先生をつくることによって、校長→副校長→主幹→主任教諭→教諭という「ピラミッド型」のしくみをつくらうとするもので、教職員が力をあわせて子どもたちの教育にあたる協力的体制を壊すものではありません。

「主幹制度で教育力が高まった」は わずか1%の学校だけ

こうした「ピラミッド型」のしくみにより、トップダウンの学校運営が強まり、教育を困難にしています。都教組がおこなった500職場調査では、半数以上の学校が「教育力は低下した」と答え、「学校を悪くする」が何と94%に達しています。教職員からは、「みんな議論し、考え、実践していくことができなくなる傾向が強くなってきた」「主幹の先生」、「一般教職員の声」が学校運営に反映されにくくなり、どこで、何が、どうして決まったのか分かりづらくなってきた」「一般の先生との声があがっています。

全国に先がけて 「ピラミッド型」学校

(主幹・主任教諭を設置)

ますます 息苦しくなる学校

ますます
息苦しく
なる学校

多忙化、長時間過密労働のなかで教職員が壊れていく



若年退職、現職死、
新採退職、自殺、
メンタルヘルス

2006年度の新規採用者2074人のうち、44名(21%)が1年後、正式採用に至っていないという結果がでています。10年前は、新規採用者が、正式採用に至らないことなど特別な事情以外想像も出来ませんでした。

この間、教育現場の種々雑多な仕事は格段に増加し、それに追われ、平日も夜遅くまで残業している教職員もたくさんいます。仕事のなかには直接教育とは関係ない報告や事務処理が近年たいへん増え、休日出勤もたびたびです。しかし、それでも多くの教職員が授業の準備や子どもをフォローする

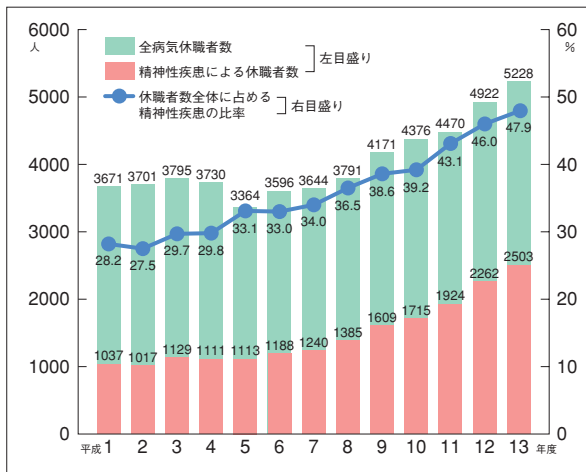
時間が十分に取れずになります。

今年3月、卒業式の日
に卒業生の担任の先生が子どもたちの前で倒れて、そのままなくなるとい痛ましい出来事がありました。現職死亡、定年前の退職、初任者の退職などが急激に増えています。また、ここ数年間、メンタルヘルス(精神疾患)が急増。「先生が壊れていく」と精神科のお医者さんが本にまとめたほごです。

教職員の心身の健康は、大切な教育条件のひとつ

文科省は、昨年度「教員の勤務実態調査」を40年ぶりにおこないました。その調査から、休憩・休憩はほとんど取れず、残業を毎日約2時間、その他に持ち帰り仕事や休日出勤もあり、1ヶ月の時間外労働が80時間以上の過労死ラインを超えていることが明らかになっています。

公立学校教員の病気休職者数の推移(文部科学省による)



『先生が壊れていく—精神科医のみた教育の危機—』中島一憲著 弘文堂120Pより

これでは、子どものために生き生きと教育活動を行なうことは困難です。教職員が健康であることが教育には欠かせません。教職員のはたらく条件を改善することは、教職員のくらしやいのちを守る上で重要であると同時に、大切な教育条件の一つでもあります。「先生、できたよ!」「ありがとう先生!」…子どもたちのこんな声に励まされる教職員です。子どもたちの笑顔に、いつも笑顔で向き合える教職員でありたいと思います。

子どもにも、教職員にも

「楽しい学校」をとり戻したい

いま、学校は子どもにとって「楽しい場」になっているのでしょうか？

少なくない子どもたちが学校に居場所がなく、ある子は不登校になり、またある子は「荒れる」ことでそのイライラや不安を発散させています。「もう精も根も尽き果てた」「学校が苦痛になった」と、多くの教職員が定年を待たずに退職していきます。

かつて学校には授業のほかに、楽しい行事がたくさんありました。いま次々とそうした行事が授業時間数確保のためだと削られ、学校教育がやせ細っています。肝心の授業も、「学力低下は覚悟しながらやっていた」と、その元をつくった責任者が言っただけから学習指導要領と教科書どおりの授業が押しつけられ、関係者の必死の努力にもかかわらず、たくさんの子どもたちが勉強をわからなくさせられています。

こうした学校は、子どもにとっても、教職員にとっても楽しいはずがありません。「楽しい学校」をとり戻すこと、学校教育にとって、いま一番の課題ではないでしょうか。

こんな学校を とり戻したい、

こんな学校つくりたい

1

どの子ども人として
大切にされる学校

教育は、どの子ども人間として大切にし、子どもの内面に働きかけ、その人格の完成をめざす営みです。「一斉学力テスト」や「習熟度別授業」で、子どもを競争に追い立て、「勝ち組」「負け組」を学校がつくり、人格形成を歪めるような教育は今すぐやめさせなければなりません。どの子ども勉強がよくわかり、できる喜び、わかる楽しさをみんな実感できる。競争ではなく、支えあい励ましあうなかでみんなが伸びていく。そんな教室と学校を私たちはつくりたいと考えています。

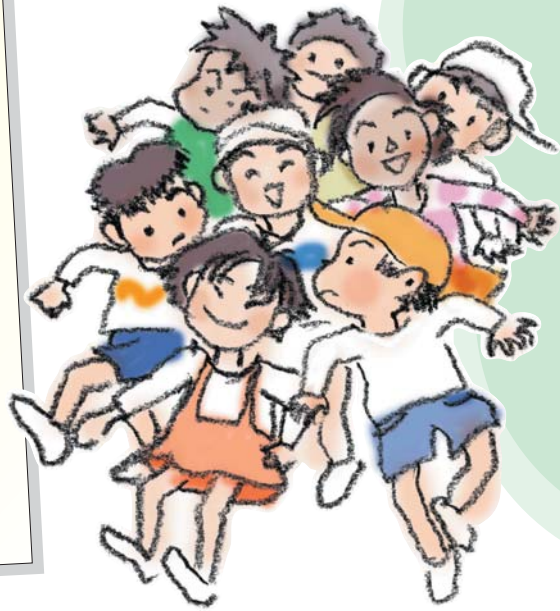
こんな学校つくりたい

2

子どものいざ、授業のいざ、
いつも子どもが話題に
なる職員室と学校

かつての職員室は、いつも子どもの話題でいっぱいでした。授業での子どもの発言、表情やしぐさがだれかれとなく語られ、職員室にそのたびに笑顔があふれました。今はどうでしょう。「先生、あのね……」と言ってくる子にも、「ちよつと待っててね。いま忙しいから後で聞かからね」……。年々強まる管理と多忙化のなかで、職員室に人がいない、いても黙々とパソコンに向かって

つくりたい。



教育基本法改定にはもつと時間をかけて審議せよと7割の国民が意見をあげ、東京でも全国でも教育基本法改悪反対の運動が大きく広がりました。さまざまな個人、市民団体、労働組合、地域組織などが共同して街頭や駅頭に立って宣伝を重ねました。たくさんの人々が連日、国会前に駆けつけ、審議を見守りました。

残念ながら教育基本法は変えられてしまいましたが、この運動は私たちに多くの経験と財産を残しました。その一番は、みんながつながること、力を合わせることの素晴らしさとパワーの大きさです。どの子どもも大切！子どもを真ん中にみんながつながりあい、子どもと教育を守る国民世論を大きく広げましょう。

私たちは微力であっても、けっして無力ではないのですから。

みんな学校つくりたい

3

父母・地域の願い にこたえる学校

どの子ども大切にしたい、父母、地域、教職員、みんなの願いです。この願いにこたえる学校をつくるには、何よりも私たち教職員が教育の専門家としての力を鍛え、高めていく必要があります。何を・どこまで・どのように教えるかについて、みんなの知恵と力を総結集することが求められています。

同時に、父母・地域の願いや要求にしっかりと耳を傾け、意見を交流し、学校づくりについても共に力を合わせる事が大切だと考えています。教育懇談会、学習会、教育集会を積み重ね、そこで学びあったことを学校づくりや地域運動のなかに生かすことが必要です。また、地域のかかえるさまざまな問題に、子どもと教育を守る立場から教職員が積極的に参加することも必要です。どの子どもも大切、この願いを土台に学校と地域が結び合うことがいま求められているのではないのでしょうか。

いる。教職員がばらばらにされ、職員室に子どもの話題もなく、子どもの話に耳を傾けるゆとりがなければ、豊かで良い教育ができるはずがありません。子どものこと、授業のこと、いつも子どもが話題になる職員室をあらためてつくりたいと思います。そのためにも30人学級など、教職員が全力で子どもと教育に当たるよう、教育条件を改善することは欠かせません。

がんばっている子どもたちに エールを送るために

このパンフレットの「はじめに」にはこう書かれています。

「東京の子どもたちは、厳しく困難な中でもへこたれていません。一生懸命、けなげにがんばっています。この子どもたちに、みんなでエールを送りたいと思います。そのために、何ができるのか、何をやるべきか、みんなで考えてみましょう」

懇談会や研究会で、まず口をついて出てくるのは、ぐち、もんく、ひなん、そしてためいき……。それらが一区切りすると決まって語られるのは、昨日の、今日の子どもの姿。それを話すみんなの顔は、それまでの顔と打って変わって輝いています。

私たちが出会うのは、息苦しいほどの大変さの中でもへこたれないでがんばっているたくさんの子どもの子どもたちと、どの子ども大切にと必死に子どもと向き合うたくさんの教職員、そしてたくさんの父母のみなさんです。

本当は、子どもをまん中にいっしょに腕

を組み合わなければ
ならない大人がバラ
バラにされているよ
うに思います。みな
さん、まずはいっし
よに話し合いましょ
う。そして、がんば
っている子どもたち
に、大人からのエー
ルを送るためにつな
がりあいましょ。



1947教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自

由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第十条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。